

申請書類一覧【法第34条14号(11)「自己用住宅の敷地内における自己業務用建築物」】

令和8年4月1日 鹿沼市 都市建設部 建築指導課 開発指導係

申請条項			No.	書類の名称	様式	説明
29	43	42				
—	○	○	1	許可申請書	A27	【43条】建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設許可申請書
					A26	【42条】予定建築物等以外の建築等許可申請書
—	○	○	2	権利者一覧表（※）	A13	（※）申請土地が二筆以上の場合 既存建築物がある場合は、当該建築物の権利者一覧表も添付
—	○	○	3	権利者の同意書 （申請時以前3ヶ月以内の印鑑 証明書添付）	A12	所有権、抵当権等建築行為の妨げとなる権利を有する者の同意書 既存建築物がある場合は、当該建築物についても添付
—	○	○	4	土地（建物）登記事項証明書	—	申請時以前3ヶ月以内のもの（原本） 既存建築物がある場合は、建物登記事項証明書も添付
—	○	○	5	委任状（※）	—	委任日、申請地の地番、代理人の連絡先等を記載 （※）手続きを代理人に委任する場合
—	○	○	6	住民票（※）	—	申請者及び自己用住宅の居住者全員分（本籍、続柄入り）（申請時以前3ヶ月以内の原本） （※）住民票のシステム標準化により、市内転居の場合でも現住所以外記載されなくなりました。居住実績の確認において、市内転居の際の住所歴が記載された住民票や、住民票の除票が必要になる場合は市民課まで申出のうえ、申請上必要な住民票を取得してください。
—	○	○	7	戸籍謄本 （必要に応じて改正原戸籍、 除籍謄本）	—	申請者と自己用住宅の所有者の関係がわかるもの（申請時以前3ヶ月以内の原本） <input type="checkbox"/> 申請者が居住する住宅の所有者は、申請者又は申請者の3親等以内の親族であること。
—	○	○	8	戸籍附票（原附票）の写し（※）	—	（※）住民票で居住実績が確認できない場合（申請時以前3ヶ月以内の原本） <input type="checkbox"/> 申請者は、市街化調整区域（建築物を建築しようとする土地を含む大字に限る。）に通算15年以上の居住実績があること。
—	○	○	9	自己用住宅の登記事項証明書 （必要に応じて固定資産評価 証明書、名寄帳）	—	申請者と自己用住宅の所有者の関係がわかるもの（申請時以前3ヶ月以内の原本） <input type="checkbox"/> 申請者が居住する住宅の所有者は、申請者又は申請者の3親等以内の親族であること。
—	○	○	10	申請者が15年以上居住している又は過去に居住していた住宅が都市計画法上適法（※）な住宅であることを証する書面	—	（※）適法性の確認方法については、別紙「市街化調整区域における既存建築物の適法性確認について」を参照してください。 <input type="checkbox"/> 申請者が15年以上居住していた住宅が都市計画法上適法な住宅であること。

申請条項			No.	書類の名称	様式	説明
29	43	42				
-	○	○	11	事業計画書	A16	<p>以下の内容について記載</p> <p>①建築物等の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予定建築物の用途（周辺環境への影響等の評価含む） ・ 別棟、同一棟の別 ・ 建築物の所有者（予定）と申請人の関係 ・ 土地所有者と申請人の関係 <p>②事業計画の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自己業務用建築物の必要性（職歴等） ・ 事業の経営計画等（資金計画、年間営業利益、従業員等） ・ 兼業等の有無（生計同一の親族含む） ・ 他事業所の有無
-	○	○	12	資格・免許の証明書	-	
-	○	○	13	道路法等の許可書の写し（※）	-	（※）乗入口設置、側溝や水路への放流管設置等がある場合（占用許可、施工承認）
-	○	○	14	水利組合等の放流同意書	-	排水を水路等へ放流する場合
-	○	○	15	既存公共施設に関する同意書	-	官民境界協定書の写し、開発行為に関係する公共施設の管理者の同意書 等
-	○	-	16	位置図（1/2500 以上）	-	記載事項：申請区域の位置、方位、縮尺、市街化区域と市街化調整区域との境界等
-	○	○	17	公図写し	-	申請時以前3ヶ月以内のもの 記載事項：申請区域、転写年月日、転写者の氏名・印
-	○	○	18	付近見取図（1/2500 以上）	-	記載事項：申請区域、方位、縮尺、周辺の公共施設等
-	-	○	19	敷地位置図（1/1000 以上）	-	記載事項：申請区域、方位、縮尺、建築物等の配置状況等
-	○	○	20	敷地現況図（1/500 以上）	-	記載事項：申請区域及び現況、方位、縮尺、建築物及び工作物、道路等
-	○	○	21	土地利用計画図（1/1000 以上）	-	記載事項：申請区域、方位、縮尺、建築物の配置、申請区域内及び境界の工作物、道路（種別・名称・幅員等）、排水施設、浄化槽入槽、排水管の管種・管径、放流先等
-	○	○	22	排水施設計画平面図（1/500 以上）	-	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <input type="checkbox"/> 建築物を建築しようとする土地は、申請者が居住する住宅の敷地内であること。 <input type="checkbox"/> 敷地の形状が概ね整形である等合理的な土地利用を図る上で支障がないものであること。 <input type="checkbox"/> 排水施設（浄化槽、雨水樹等）が適切に設置されていること。 </div> <p>※給水計画も含め、兼ねられる図面はまとめて可</p>
-	○	○	23	排水施設構造図（1/50 以上）	-	浄化槽の仕様書、放流水の敷地内処理装置の構造図、雨水浸透樹の構造図等（新設、既設）
-	○	○	24	求積図（1/1000 以上）	-	実測図による三斜法又は座標計算

申請条項			No.	書類の名称	様式	説明
29	43	42				
-	○	○	25	予定建築物の平面図・立面図	-	<p>方位、縮尺記載、求積表添付 立面図は東西南北方向のもので、最高の高さを記載すること ※予定建築物の一部を業務の用に供する場合は、当該部分を表示すること。 ※既存建築物の一部を業務の用に供する場合は、既存建築物の図面を添付し、当該部分を表示すること。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><input type="checkbox"/> 建築物は次のいずれかに該当するものであって、申請者が居住する住宅と併用するものであること。(具体的な用途については『栃木県開発許可事務の手引き』参照) ア 建築基準法施行令第130条の3各号に該当する建築物 イ 騒音、振動、臭気等が周辺環境等に著しい影響を及ぼすおそれのない作業所 <input type="checkbox"/> 申請者の自己の業務の用に供する建築物であること。 <input type="checkbox"/> 建築物(業務の用に供する部分)の延床面積は50㎡以下であること。 <input type="checkbox"/> 予定建築物の高さは原則として10m以内であること。</p> </div>
-	○	○	26	現地写真	-	境界標の設置状況その他申請地の状況が判る写真
-	○	○	27	開発行為又は建築等に関する証明願(60条証明)(※)	A30	(※) 建築確認申請をする場合(2部提出)
-	○	○	28	その他市長が必要と認める書類(※申請内容に応じて、追加で添付書類や関係部局との協議を求めることがあります)	-	<ul style="list-style-type: none"> ・申請区域内及び境界の工作物の構造図 ・下水道の区域外流入許可書 ・浄化槽設置協議 ・狭あい協議 等

○申請書類の提出部数は1部です。(「開発行為又は建築等に関する証明願」のみ2部提出)

○各様式は、鹿沼市のホームページからダウンロードできます。

○申請の受付から許可又は不許可処分までの標準処理日数は、29条許可申請は20日、42条・43条許可申請は15日です。(ただし、閉庁日及び申請書類の訂正に要する日数を除きます。)